4　入札手続等

⑴　担当部局　〒860―8527 熊本県熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎Ａ棟　九州農政局整備部設計課技術審査第１係　福嶋　博　電話096―211―9111　内線4727　ＦＡＸ096―211―9821

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　電子入札方式により交付する。交付期間は、平成27年10月８日から平成27年12月８日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時から午後５時まで。ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、上記４の⑴の担当部局で交付する。なお、入札説明書の交付は無償とする。

⑶　申請書及び資料の提出期間及び場所　平成27年10月８日から平成27年11月４日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時30分から午後４時30分まで。提出場所は上記４の⑴に同じ。

⑷　申請書及び資料の提出方法

①　電子入札方式の場合　入札説明書に示す様式１及び技術提案（提案様式―１）を電子入札方式により受付期間内に送付し、かつその他の資料と併せて受付期間内に上記４の⑴の提出場所へ持参又は郵送（書留・簡易書留に限る。）すること。

②　紙入札方式の場合　入札説明書に示す様式１及び技術提案（提案様式―１）、かつその他の資料と併せて受付期間内に上記４の⑴の提出場所へ持参又は郵送（書留・簡易書留に限る。）すること。

⑸　入札、開札の日時、場所及び提出方法

①　電子入札方式による入札　平成27年12月９日から平成27年12月11日正午12時まで。

②　紙入札方式による入札　平成27年12月９日から平成27年12月11日正午12時までに工事費内訳書と併せて下記契約係へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。郵送による入札書の受領期限は、平成27年12月10日午後５時までに下記契約係宛て郵送すること。なお、入札執行に先立ち、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写しを提出すること。また、入札書を提出する者が代理人の場合は委任状を添えて提出すること。ＦＡＸによる入札は認めない。

〒860―8527 熊本県熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎Ａ棟　九州農政局総務部会計課契約係　髙橋　勇雄　電話096―211―9111　内線4080

③　開札　平成27年12月14日午前９時30分　九州農政局入札室　紙入札により入札書を提出した者は開札に立ち会うものとする。

⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成27年11月30日から平成27年12月11日（行政機関の休日は除く。）までの毎日、午前９時30分から午後４時30分までに持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）により提出すること。

ただし、提出期間の最終日については正午まで。

5　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行熊本支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行熊本支店）又は金融機関の保証（取扱官庁　九州農政局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（納付額　請負代金額の10分の３以上。保管金の取扱店　日本銀行熊本支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行熊本支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　九州農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

⑶　工事費内訳書の提出

①　電子入札参加者及び紙入札参加者は、第１回目の入札に際し、第１回目の入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

②　紙入札参加者は、第１回目の入札に際し、第１回目の入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書（競争参加資格確認通知後、様式を配付）を紙媒体（会社名、代表者印が必要）と電子ファイルで提出するものとする。

③　工事費内訳書の作成にあたっての算定基礎資料の提出を求めることがある。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ　技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（以下、「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

⑹　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　契約書作成の要否　要

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無　無

⑽　技術資料のヒアリングの有無　無

⑾　契約後ＶＥ方式の試行工事　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。

⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑴に同じ。

⒀　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４の⑶及び上記４の⑷により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、当該資格の確認を受け、かつ競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⒁　低入札価格調査を受けた者との契約にかかる前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

⒂　違約金

①　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。②において同じ。）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以